

津久見市議会 議会活性化委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津久見市議会基本条例（平成26年津久見市条例第28号）第20条に規定する津久見市議会活性化委員会（以下「活性化委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 活性化委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の趣旨に基づく議会運営等の確保に係る状況の確認に関すること。
- (2) 議会の改革に関すること。
- (3) その他活性化委員会の目的達成に必要な事項。
- (4) 上記第1号から第3号については、結果を印刷又は電子情報化して、広く一般に公開する。

(組織)

第3条 活性化委員会の委員の定数は、6人程度とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 活性化委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、活性化委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 活性化委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 活性化委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、活性化委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議長及び副議長)

第7条 議長及び副議長は、活性化委員会の審議状況を把握するため、活性化委員会に出席するものとする。

- 2 議長及び副議長は、活性化委員会において発言することができる。ただし、討論及び表決に加わることはできない。

(オブザーバー)

第8条 議員は、活性化委員会にオブザーバーとして出席することができる。

2 オブザーバーは、委員長の許可を得て発言することができる。ただし、討論及び表決に加わることはできない。

(傍聴の取扱い等)

第9条 活性化委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 委員長は、必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる。

3 活性化委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(庶務)

第10条 活性化委員会の庶務は、議会事務局において行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、活性化委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。